

令和5年度 第3回社会教育委員会議

○事務局 皆様おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第3回目の守口市社会教育委員会議を始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

それでは会議を始める前に、本日の欠席委員を報告させていただきます。上野委員、千石委員におかれましては、欠席の連絡をいただいております。なお、この会議につきましては、議事録作成のため録音をさせていただきます。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。議事の進行につきましては、深田議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長 皆様、改めまして、おはようございます。

暑くなったなという日もあれば、強烈な寒さもまだ残っているような感じで、皆さん体調には留意されますように、よろしくお願いいたします。

それでは早速、令和5年度の第3回目の社会教育委員会議の議題に入りたいと思います。

まず、配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。本日の配付資料ですが、まず、本日の次第、続きまして座席表、続きまして令和5年度の社会教育関係団体補助金の交付状況一覧表、そして、守口電子図書館の御利用ガイド、ちょっと小さいカラーのやつです。で、最後に、L i b r a r i Eと書いております電子図書館のシステムの説明の資料、以上となっております。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、議題1の「守口市社会教育関係団体補助金交付状況について」、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、社会教育関係団体補助金について、交付状況を報告させていただきます。

資料の補助金の交付状況一覧を御覧ください。

令和5年度第1回目の会議の際に御議論いただきました社会教育関係団体補助金交付につきまして、令和5年10月6日に、守口市PTA協議会、守口市総合美術協会、守口市文化協会、守口市文化財研究会の申請のあった団体全てに申請額を交付させていただいております。

事業が終了した団体につきましては、順次報告書を提出していただいております。今日の時点ではまだ全部出そろっておりませんので、令和6年度第1回目の会議で改めて報告のほうをさせていただく予定となっております。

また、令和6年度より守口市内の更なる文化・スポーツ振興を図っていくため、各団体が

実施している事業に対しての補助金の予算額を、現在の50万円から100万円に増額させていただくこととなりました。

補助金の交付については、各団体の申請に基づき交付のほうをしておりますが、今回、過去の実績等も鑑みまして、市民のために実施していただいている事業を対象として交付対象を拡大するものでございます。

具体的には、スポーツ協会が実施しています「市の総合体育大会」、また、市スポーツ少年団が実施しております「スポーツ少年団レクリエーション大会」への交付を想定しておりますのでございます。

現在、社会教育関係団体補助金交付要綱を改正中でございますので、次回の会議の際に改めて御報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

説明が終わりました。皆さん、御質問、御意見はございませんか。

○○委員、お願いします。

○委員 今、新しい点というんですか。新年度で、スポーツ関係2つ伺って、ちょっと心配だったのは、この従来、団体が5つありましたよね。もう一つ寺方提灯踊。で、ずっと申請がないんで、でも活動はあるんだという、それはなくなるんですよね。

○事務局 もちろん、当然、活動自体は、今年度も実施されているというところです。

○委員 今年度の申請がなかったから、ここにはないだけであって。

○事務局 はい、おっしゃるとおりです。

○委員 伝統も重要なので、それを確認です。

以上です。

○事務局 はい、ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。

○○委員、お願いします。

○委員 質問いいですか。今の件ですけれども、その新たにということで、スポーツ協会関係のものがありましたが、これまでのそのそちらのスポーツ協会と、それからスポ少の団体は、それまでは予算をどうされていたんですか。

○事務局 いえ、補助金自体は、そのスポーツ協会、またそのスポーツ少年団さんについては、特段補助金をお支払いしてなかったというところです。

○委員 それが今回、入ることになった経緯というのはいあるのですか。

○事務局 先ほどちょっと御説明でも申し上げたんですけれども、今までは、この補助金でお支払いしているのは、その文化・芸術っていうところでお支払いさせていただいておったんですけれども、それと併せて、やっぱりスポーツ・体育の振興も図っていく必要があるというところから、あくまでも市民のために実施していただいている事業に対して、補助金を交付させていただく、その対象事業を拡大させていただいたというところになります。

○委員 ええ、ですからその、これまで、そのスポーツ団体さんは、同じような事業はしておられたんですよね。

○事務局 はい。

○委員 その事業は、どういうその予算でやっておられたのかと。それで、困りが無いんやったら補助する必要はありませんし、そこらあたりの経緯があるんですかということです。だから、別の費目で何か予算があったのか。そのスポーツ団体に対して、担当課は別だったとしてもですね。そういうふうなほかのものがあつたんかと。こうつけ回しになってんのかなということとかは、一つ思ったことと、それから、それまでが、その予算として自力でできてるものであれば、何も補助する必要はないわけですから、そのあたりの経緯か何かはあるんですかという質問なんです。

○事務局 今申し上げましたスポーツ協会さんなんかは、もともと体育連盟という組織でございまして、その体育連盟については、過去、団体補助というような形で、補助金をお支払いしていたこともございました。

現在は、そのスポーツ協会さんのほうに補助金はお支払いはしてないんですけれども、いわゆるスポーツ協会の構成団体、例えば野球の団体さんであるとか、ソフトボールの団体さんであるとか、いろいろと団体があるんですけれども、その団体に対しては、スポーツ関係団体補助金というような形で、御申請いただいたものを精査しまして、一定、別の補助金は、お支払いしているというところでございます。

○委員 はい、それが重ならないんですか。

○事務局 もちろん、対象事業というのが、重ならないように、当然二重に交付する、お支払いをしたりすることはございませんので、違う事業が対象になるというところで、こちらとしては整理しているところです。

○委員 はい。意見としてですけれども、今の御説明のときに、補助金が倍増になると。それから、それが市民の活動の支援が広がるようにと。文化が広がるようにという、大変いい御説明だったものですから、ほかにも団体ありますよね。その、そちらの団体への補助とい

うのが、私、漏れ聞くに、昔合った補助がもうないというのが、青少年団体でしたかね。幾つか、昔ですね、あったように思っているんですけども、その辺を、もっと、例えば、ブラスバンドやったかな、違うわ、何でしたっけね。

○事務局 育成団体の協議会といいますか。

○委員 はい、そういう育成、まあ昔でしたら、その育成団体という形で、出してたと思うんですけども、そういうあたりを、この補助金等で支援するという方向はありますか。

○事務局 今は、その青少年団体という表現をさせていただいたんですけども、青少年団体さんにも、別の補助金というのがございまして、要綱がちょっと違うんですけども、そちらのほうで、交付していると。ちょっと今、おっしゃっていただいた団体が、合致しているかどうか、今、把握してないんですけども、いわゆるそういう枠で、青少年団体に対しても、補助金をお支払いしているというところです。

○委員 別枠、別予算ということですね。

○事務局 はい、おっしゃるとおりです。

○委員 あと、市民の活動を活発にさせていただくためには、こういうもののPRが大事ではないかと思うんですね。その団体を全て行政として把握しているわけではないかもしれないので、市全体でやる、そういう団体には補助金ありますよという、これまでも広報等でPRしておられたかもしれませんが、分かっているところでしたら、例えばその「申請できますよ」ということをお伝えしていつていただきたいなというふうに、広げる方向をやっぱり進めていただきたいな。同じ団体にずっと事業補助するのが健全かどうかちょっと疑問もありますのでね。本来は、やっぱり事業を拡げていただくためということですから、ほかの団体にもいかがですかというところを、何とかいろいろな形を考えていただいて、お伝えいただきたいなというふうに思います。かえって翻して言えば、その同じ団体が同じようなことをしていることについては、本来はその事業補助には、目的としては余りよくないんじゃないかなというふうには、ちょっと個人的には考えます。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。ほかに、御意見がございましたら。

はい、〇〇委員。

○委員 そしたら、今度は要望って、先ほどの関連なんですけど、その補助金が新しくというふうになったときに、整理されて別だというのがありますが、じゃあ新しいのが補助金がつくと。それによって、従来よりも、これで少しはよくなりますよと。そういうやっぱ

り説明は、これから必要になると思うんで、そのときに、これは一委員としての私見ですけど、スポーツに、東京オリンピック・パラリンピックの契機で、パラスポーツ、それが割と国策とまではいかないんですけども、パラスポーツがあったので、この社会教育委員の一人としては、パラスポーツにやはり対するその配慮ですかね、そんなのがあったらうれしいなという。別に会議でということじゃなくて、一、一人の意見ということ。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

○議長 はい、〇〇委員。

○委員 すみません、関連でということ。今、体育連盟のこの話も、スポーツ協会ということもあったんですけども、これは、現在どれぐらいの種目を加盟されているというか、団体数はわかりますか。

○事務局 現在、21団体が加盟しております。

○委員 21団体。で、すみません、続けて、そうしますと、その要綱とかこれから作成されるというか、まあ対象ですね、どういうふうになるかということ。その21団体全部が、その補助金を受ける、受けられる可能性はというか、そういう形で考えられているということですか。

○事務局 その21団体が、ふだん行っている活動に対しては、別の補助金がございます。今回の改正内容としましては、スポーツ協会本体が実施する市の総合体育大会という事業に対して、交付をさせていただくというのが、改正の趣旨でございます。

○委員 そうしますと、今もお話あったように、いろいろどういうレベルで、それが実際の効果がみられるだとか、そういうところも検証、結果の報告も大事であると思いますし、また額的な部分も、増額はされているんですけども、ざっとそれが、どういう起算根拠でというか、そういう金額に見合った金額なのかということ。それも検討いただく必要があるのかなと。

私も、スポーツの今の日本の状況を見てると、私が幼少の頃で言えば、世界に通用しなかったスポーツが、どんどんと今、世界に通用するように、野球もしかりですし、卓球もそうですし、スイミング、水泳もそうですし。ですから、そういう意味では、それが日を上げてというか、そういう逸材がというか、その潜在している場合であれば、それをバックアップしながら、そういう育成というか、つながっていけば、純粹にスポーツで考えれば、望ましいのかなって、喜ばしいことでもあるのかなとは考えますので、また十分その部分の中身については、検討して、対象に対しても検討が、その額的なことであるとか、そういう見合った内容というか、結果の報告はいただけるようにはしていってやっていきたいなと思います。

○議長 ありがとうございます。

僕もちょっと一つだけ質問があるんですけどね。今、先ほどから〇〇委員とか〇〇委員からもお話されてるような障がい者に対してやっていくというようなこともね、非常にここがやっぱり大事なことだなというように思いますのでね、ちょっとそちらのほうにも、やっぱり申請をしていただくとかいうようなことも、やっぱり生涯学習課としたら、そういうような力の入れ方を、やっぱりしてあげるといのが、大変公平なその立場から言えばね、いいんじゃないかなというふうに思うんだけど、そこまでは、まだ今のところは、考えてないということですか。そういう補助金をするという。

○事務局 あの、ニュースポーツ、先ほども言われましたけれども、ボッチャとか金メダルをとられた方もおられますし、ただ、生涯学習ということで、多分、障がい者に特化したという部分ではなしに、そのニュースポーツ、十何種目、うちではもってますけども、申請があったらお貸しして、交流。また、課としても、市のそのニュースポーツの大会等々もやっておりますので、その障がい者に限定してどうのこうのではなしに、広く市民の皆さんに御活用いただけるようにということで、そういう貸出し等々させていただいているというのが現状です。

○議長 そうですか。よく分かりました。

○委員 私も、それに特化というんじゃなくて、最近のでしたら、東京のあのマラソンだったかな。ウクライナで両足を失った選手が、義足でフルマラソンを走り抜けた。あれは、普通のマラソン大会だったと思いますけどね。だから、そういうので、多様性であると同時に、ダイバーシティ、インクルーシブ、インクルージョン、その考え方、包括的にというんですかね。そういうような配慮の範囲で私は、そのパラスポーツの位置づけという、そういうふうに言ったわけで、あくまでも、きっとこれは、補助金のあり方もあれですけどね、やはりありますよ。だけど、決めるのは、当該の団体が決めて、それが主導で、あとは、こちらのほうとも調整できるわけですから、当該の団体の考え方に対して、こちらのほうとしたら、指導を助言するという、そういう程度でいいかなと思ってますね。

○議長 はい、ありがとうございます。

○委員 質問していいですか。これは、そしたら、今回また、この補助金についての要綱は、変更が必要だということですね。

○事務局 はい、そうです。

○委員 こう、幾つか項目がありますね。また、それはいつか見せていただけるんですか。

○事務局 そうですね、次の会議の時にお示しさせていただきます。

○委員 はい、分かりました。

○議長 はい、ありがとうございます。

○委員 あと、もう一つ、二つ質問ですけれども、事業報告書がまだだと、まだそろっていないということなんですけれども、また我々が見せていただくときに、大体ちょっとまとまり過ぎているが遅いなというふうに。見せてはいただいています、前回も前年度も意見させていただきましたが、決算書として不適だと思ふものが、昨年あったと思います。それについて指摘させていただいておりますが、やはりその、まず計画書を出される時もそうですけれども、決算出されたときに、普通に見ていただいても、この書類、会計書はおかしいじゃないかというような点とかいうようなことについては、団体育成の観点からしても、しっかり指摘をしていただきたいと思います。

団体は、やっぱりボランティア的にやっておられるところがほとんどですので、特にそういう処理というのは苦手であるというような団体さんもいらっしゃるかと思います。その辺も考えますが、一方、これは公金を扱っていただいているわけですから、しっかりとその予算決算の合わせとかですね、そういうものは、不具合がないように、やっぱり指摘するべきは指摘していただきたいと思いますし、是正してもらふものは是正してもらわないといけない。本来でしたら、これは、ちょっと違うなというものは返礼してもらわないといけないものですよね。公金ですから。やはり、そのあたりをちょっとしっかり見ていただきたいと思います。ちょっと昨年、あとで見せていただいたときに、この数字はどうも納得できないというものがありましたので、事前に当然、あの担当課として、指導というわけではないんですけども、指摘をしていただいて、是正するべきはやっぱり是正していただかないと、公金が、変な、こんな使い方は違うんじゃないですかということのないようにしていただきたいと思います。

なお、昨年場合は何かと言うと、予算の項目と決算の費目が、全然書き方も違うかったというようなこととか、役所で、多分行政ですと、費目越え、費目、項目を変えるだけでも大変な作業をしなきゃいけないですよ。そのあたりが、総枠さえ違ってなきゃいいんだろうみたいな決算になっているのは、これはちょっと納得できないと思います。やはりその、しっかりと事業をしていただくためには、難しいでしょうけれども、その計画段階でしっかりと予算組みもしていただくとかいうふうなことを指摘していくことが、一つのその団体を逆に育成していく立場だと思いますので、行政の方は、やっぱりその辺のプロとして、しっかりと指摘をしながら育成をしていただきたいと思います。

そして、少しの疑義も市民からいただかれないような公金の使い方ということで、見ていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。

ほかに、御意見はないでしょうか。

では、これで、補助金関連の交付状況並びに、今後進めていく中で、大事な今、〇〇委員がおっしゃったようなことも、やっぱり報告をしていただく。またそれはみんなに見ていただくということで、やっていただきたいと思いますということで、この補助金の申請の欄は終わらせて

いただきます。

ではもう、これで。

○事務局 そうですね、次は図書館の説明になりますので、ちょっと準備だけさせていただきます。

○議長 では、続きまして、議題2の「電子図書館の説明」、事務局から説明をお願いします。

(事業者入室)

○事務局 それでは、電子図書館の説明をさせていただきます。

本市では、令和4年7月より守口市電子図書館サービスを開始しまして、これまでの間、市民の方々に御利用いただいております。

本日は、今使用しています電子図書館がどういったものかを社会教育委員の皆様にも知っていただきまして、今後の更なるサービスの推進につなげていきたいと考えております。

本市の電子図書館サービスは、株式会社図書館流通センターのシステムを使用していることから、本日は、株式会社事業者の〇〇様に御説明のほうをお願いさせていただきます。

それでは、〇〇様、どうぞよろしくお願ひいたします。

(電子図書館についての説明)

○事務局 ありがとうございます。何か御質問とか、もしございましたら、この場でよろしくお願ひいたします。

○委員 2つありまして、こちらのパンフレットは、マイページというのが、その3ページ、4ページになるのかな。私が見た限り。このマイページというのは、保管をされているのか、使われるのか、大体検討をつけて、ログインをしたら、もうマイページに入れるということですか。

○事業者 はい、今、ログインをした状態には入れないので、ログインをした上で、マイページというタブをクリックしていただくと、そこに。

○委員 タブ。というと、きつとここに、またそこには別で加えたほうが分かりやすいかもしれないね。

まあ、試行錯誤すれば、この、見つかると思うんですけども、ログインをしたあとで、そこを探してマイページに入ると。はい、どうもありがとうございました。

もう一つ、先ほどの守口市の図書館で、借りてるって言ったら上のほうからずらっとKADOKAWAだったので、私も目が悪いんですけども、それでよかったんですか。

○事業者 検索いただくのが、そうですね、KADOKAWAのものが1位から10位まで占めてい

るものが。

○委員 それで、えっと思って、それでびっくりした。あとはこの児童書読み放題パックを見たら、ほかのやっぱり出版社もたくさんありますよね。これは、守口だけの特色なのか。あるいは、ほかもそんな傾向で、KADOKAWAが読者をひきつけているというか、そこら辺も分かりますか。

○事業者 KADOKAWAについては、ほかの自治体についても、利用率が高い傾向があると思います。

○委員 じゃあ、ヒットはしてるんだ。

○事業者 もともとKADOKAWAさん自体、電子書籍に対して積極的な出版社さんでありますので、割と人気のタイトルについても、大量に電子書籍化されているというような傾向があるので、そういった評価に結びついているのかなと思っています。

○委員 で、関連して、本のタイトルで「家族を辞めたい」とか幾つかあって、私は社会教育委員として、うっという、ちょっとまあ、業界のところもあって、それはこちらの守備範囲じゃないんで、あとの会議で一言申し上げておきますが。どうもありがとうございました。

○委員 いいですか。まあ今、話にもありましたように、小中学校のほうでは、一人1台という形になっているんですけど、今、それを学校で利用しようとしても、一人一人がIDをもって入らなければいけないということになるんですね。

○事業者 その点については、利用カードをつくっていただいて、そちらでログインできるような感じでなっております。

○委員 それは何か学校で一つは発行して、それを生徒全員、生徒児童全員が使えるというようなシステムにはならないんですか。

○事業者 システム上だけのことでいうと、そのりょうしゃ番号に付与することを想定をしているので、それぞれAとBとIDを発行した場合について、同時に何人もログインができないような形になっているので、ちょっとそれはできないようになっています。

○委員 きっとそれはですね、やっぱりセキュリティの問題になるんだと思うんです。もし、そうなった場合、そこがいろんな悪いやつにつかれてですね、その学校が、何か悪いことの拠点というんですか、そこからサイバー攻撃とかそういう場合もあるでしょうからね。やっぱり個人でというのは、恐らく原則になるんじゃないかなと思いますね。

○委員 分かりました。今のお話で、だから同時に、この本でといった場合は、さあ一斉に

ということでやれるわけですね。

○事業者 はい。

○委員 ということは、その学校で、この電子図書システムを教えてあげられるということですね。実際に。

○事業者 はい。

○委員 そうすると、これは大きいことだなと思うんですけどもね。ほかのものやったら、まあ「こうだよ」って聞くだけなんですけども、実際に、一度、そのいわゆる図書館教育ですね。図書館教育として、学校で一斉にそれができるわけですよ。みんなIDをもらって。「じゃあ、やってみましょう」と。「その一つ、自分の好きなものを探してごらん」という。まあ、すごく図書館教育って大事なんだけど、学校図書館、限られているので、なかなかやり切れてないというか、単にその貸本屋さん状態にしかなくてないんですよ。なりにくいんですよ。だから、そこはそのこれの電子の図書の広がりかなと思って、期待してるんですね。その一旦それが身につけば、大人になっても関係ないわけですからね、できていると。

それからもう一つ、悪い、喫緊な例でいうと、子どもがやれば大人も、それに、子どもに教えてもらえるんです。だからその一つ、これは学校との連携を、図書館さんに言っていたいで、それで、図書館は多分、司書の連絡会をやってはると思いますので、そちらでぜひ、その学校で、まあできたらもう小学校で、ある時期にこう、もうそんなに何回もやらなくても身につくと思いますから、図書館教育の導入的なときにもやるように、図書館のほうに進めといていただきたい。

○事務局 これはおっしゃっていただいたとおりにかと思ひまして、ちょっと我々、また学校図書館さんと教育委員会の担当課、また図書館と調整しまして、本当にこれを進めていきたいなというお話ぐらいはあるんですけども、まあ具体的にじゃあどうやって進めていくか。今のIDの問題等もあるんですけども、実際、ちょっといろいろ調整しもってですね、せつかくのシステムですので、活用できたらなと考えています。

○委員 はい。これは画期的になると思ひます。うまくやれば。

で、その守口、小さな市といえども、大目までみんな行けというわけにはいかないわけなんです。図書館に行けないと。だから、図書館の存在自体が全然まあ身近なものでないというのが、まあ仕方がないことなんです。この電子図書館の設置自体が、それを狙っておられるところがあるわけですから、ぜひ、そういうことを。まあ、あまり難しくないと思うんです。これ、やってみましょうと、やってみましょうということで、できることだと思うので、ぜひ、学校の図書館、司書の方のほうへも、守口図書館とも連携していただく中で、やっていただきたいと思ひます。

○事務局 一応、3年ほど前の図書館が始まる年から読書通帳を、新1年生に配ってると思います。

○委員 そうですね。

○事務局 新1年生から、利用者カードの登録を保護者に依頼して、約九十何%の方が申し込んでいただいているので、とりあえず利用者カードをつくらないと、このポストにいけないので、そういう動きはもう担当課としては、今、かけていると思ってございます。

○委員 まあ最終、その個人のプライバシー的なもの、あるかもしれないですけども、強制的にやるわけではないとして、できればなというふうに、元教師、教員としては思います。はい。

○委員 参考にですね、この電子図書じゃなくて、大学ではもう、20年以上前から、学生にその情報処理センター等々、それで使えるように。で、メールであるとか、大学のいろいろなその情報ですか。あと、授業でも活用、それをやっているんですが、一番最初の入学のあのガイダンスのときに、学生にパスワードを教えるんです。さらにそれはもう、こちらのほうのパスワードだから、すぐ変えて、自分のパスワード。で、さらに言うんですけども、これを絶対ね、他者に教えたらいかん。それはなぜかと言ったら先ほど言ったように、もしその他者に教えて、そしてそれが悪い、その犯罪等あるいはテロリスト、そういうところの利用されると。それぐらいを、もう私は、あのときは担当の教員ですけどもね、そういうふうに学生に言っていたので、もし、子どもが一人一人パスワードをもって、このサイトを見ているようになったときに、やはりサイバーセキュリティについて、考えたほうがいいんじゃないかなっていうか、もっともっとその子どもに意識づけですか。それはICT教育の課題でもあるんですけども、教育委員会としたら、そこら辺は、ある程度、心して留意して。

で、もう一つ、プライバシーじゃないんですけども、もし、何かあったときに、一体どこからどうなったのかと。つまり、誰が誰のパスワードが悪用されたのか。それを、もちろん、警察とか、そういう専門家になったら、もう、パッと分かるというか、かなり分かるんでしょうけども、教育委員会とか行政のほうとしてですね、ある程度その要望で、そういうところが、どこの子どもから、どの学校から、そしてこうなったかとかいう、そういうような、これはプライバシーとの関連もあって難しいんですけども、それが把握できるような体制も考えたほうがいいなど。以上です。

まあ、そちら会社もね、きっと大変だろうと思う。まあ会社の上のほうは、ずっといろいろと注意していると思うけどね。

○事業者 それが保障されないと、なかなか安心して御利用いただけないというのがあると思いますけれども。

○委員 はい、そうだね。

○委員 よろしいですか。

これは、利用のガイドはいただいているんですけど、これは、従前から、以前のあの委員会の中でも、ちょっと私もお尋ねをしたんですけども、一番最初、今言われたように、カードですね。利用者カードをつくらなければ、ログインとかできないということで、これは、何度も、申し訳ないんですけども、図書館のほうに足を一度は運んで、そこで確認とか、いろいろ本人確認とかを、それは必要になるんでしょうか。

○事務局 今年度の途中から、昨年の夏から、もう行っていただかなくても、オンライン上で利用者登録をできるようにはしております。ですので、今まではどうしても、本人確認書類の確認とかが必要になって、必ず一度は窓口に来ていただいていたんですけども、それは市のオンライン申請システムを使用しまして、本人確認書類のコピーを添付して送ってもらうと、そこで確認しまして、利用者登録ができる。かつ、このインターネットでのサービスも、パスワードを登録できるということでさせていただいておりますので、一度も足を運ばずとも、これは一応できる状態では今あります。

○委員 そうすると、私も今、これをいただいて、利用者ガイドというのを読ませていただいたんですけども、そのとっかかりの部分が、やはりまた別途であるのであれば、お知らせいただいたほうが、多分、何かこう、行かないとだめなのか、それでアクセスしたら分かるものなのかもしれないですけど、ちょっとそこが分かりにくい。

○事務局 そうですね、承知しました。電子図書館システムが先に動きだしてから、その今のオンライン申請が、去年、できるようになりましたので、ちょっとそこを見直していきたいなと思います。

○委員 あと、セキュリティの面でも今、動いていると言っていたんですけども、それも重々理解するんですけど、小学校より下になると、絵本もあるということで、いわゆる小さいお子さんをお持ちの保護者の方とか、そういう方への周知とかをしていけば、もっと広く利用者数も増えていくようになると思うんですけども、学校はまとまってね、小学生とか中学生であれば、先ほど委員おっしゃっていたように、そういう学習面でやってみてできると思うんですけども、やはり幼児とかになると、自分ではできないので、保護者に対して、何かそういう周知できるような形で、施設を通じて、そういうようなものを配布とかいただけると、そこは、皆さん、こういう中身があるということをお存じない方、たくさんいると思うんです。先ほどの動く絵本とか。それであればまた、そういう施設を通じて、学校とか教育保育施設を通じて発信していただくと、多分、登録者数はどんどん伸びるんだろうと思います。

○委員 あともう一つすみません。学校でね使用するというか、今、生徒のことも言っておりましたけれども、その場合に、この著作権ではないですけども、その一斉にまあ、一人一人の個別に登録をして見ると言うのは問題はないと思うんですけども、これを何か学習教

材として、全体的に使うということは可能なんですか。その現場として。

この有料でその登録されたというのが、よく言われるのは、音楽もそうなんですけども、最近、著作権とかが非常に厳しくなってきました、いわゆる購入に、いわゆるつながらないとか、収入につながらないということで、その広くそれを共有してもらうことは、学習とか勉強の部分では有効なんですけれども、ただ、こういうのを全体として、現場、教育現場や保育現場として使えるのかどうか。

今、従前であれば、絵本のことで言えば、大型絵本とかも借りに行って、大日から何冊か貸してもらって、読み聞かせとかもやっていただいていますけれども、そういうのを見せることはできたんですけれども、今度いざ電子となると、いやそれは共有してもらわな、映画とかと一緒に、それは困りますということになっているのか。ちょっとそれを、制度的なことか、法的なこともあるんで、そういうところはどうなるんですか。

○事業者 基本的には個人利用を想定しているので、あまりこう、全体的に映してというところは想定していません。

○委員 いないんですね。実際、そこがちょっとまあ、そこまでの現状とか把握というのが難しいなと思ったんですけれども、利用として多分そういう課題は残るということになる。

時間とかもあるんですけど、まああくまでも個人利用で、授業の一環として使うというのは、想定していないということによろしいですね。

○事業者 端末提供側としては、あくまでも個人利用を想定しております

○委員 ということで、あくまでも、先ほどからおっしゃっている個人の利用ということで、分かりました。

○委員 また参考なんですけど、そういう傾向で、側聞する限り、私、その教員じゃないから直接知らないんですが、これでいろいろ切り貼りして使ってというのは、もうよくたくさん聞くんですけど、ただ、大学でですね、もう京都大ですが、やっぱり有名でとか、全国的に注目されてピリピリしているんですけども、レジュメ、授業で使うレジュメ、それをきちっとその著作権をクリアしてるかどうか。それを、もう繰り返し繰り返し言われています。

だから、もしやるとしたら、つまり引用ですね。引用でもね、長い引用じゃなくて、一部の引用、そして必ず出典を書く。これは論文と同じなんですけれども、学術論文で発表するときは、すごい引用とか言ったり、これは相手にされないんですけれども、それを、きちっと出典を書いて、それをやらないと、研究者として致命的になるんですよ。これはただ、学術論文だけじゃなくて、授業のレジュメでもやると。ですから、あの大学ですから、もう何で揚げ足取られるか分からないというふうに言われていて、でも、こういう時代なんで、もしかしたら、この世界にダイレクトにつながっちゃいますからね。著作権のことは、やはり会社さんとしっかり合意して、今の説明でいいと思いますが、そういうことには想定していない。想定していないからできるのか。あるいは想定していないことをやっちゃったら問題

かという、そこら辺は気をつけたほうが良いと思います。

○委員 あと、リクエストについては、ここに書かれているように、受け付けをしておりますということ、選書のほうも司書さんでされているということ、基本的にはこれはデジタルコンテンツでこう、何を、ニーズは市民が何を望んでいるかとか、そういうやり取りというのは、把握しやすいとか、データとして把握はしやすいと思うんですけど、それが好ましいかどうかというのは、本としてね、挙げるかどうかということはあると思うんですけども、こういうところは何かあえてリクエストを、そこを受け付けられてないというのは何かあるんですか。アンケートのことも、ちょっと以前は、なかなかこう、数が増えなくて、結局、どういうニーズがあるのかという把握は、データ分析はされてますんで、ちょっとそういうところが進んでないようなところも伺えたんですけども、その辺はどうなんですか。

○事務局 リクエストは、確かに今してないんですけども、まず、電子書籍自体のコンテンツ、図書館用のコンテンツが、まだ限られている、紙の本みたいにたくさんあるわけではないので、数が限られているというところと、我々予算的なところもあって、1年に購入できる冊数というの、ある程度限られておりますので、現時点では、リクエストを受けても反映することが難しいので、受け付けてないという、運用をさせていただいていると。

ただ、アンケートは実施しております、そこではこんなジャンルが欲しいなぐらいの御質問をちょっとお聞きして、反映できるところはちょっとずつ反映しているというような、今は運用をさせていただいているという感じです。

○委員 1対1でこれを買ってくださいみたいな感じのリクエストではない。まあもちろん受け付けられないと思うんですけど、データとしては、それがね、定数の数でドーンと突出して出てくれば、「あ、この本はかなりのニーズがあるんだな」ということは理解できると思うので、そこは、発信の仕方とか、受け方かなと思うんですけども。

○委員 すみません、今、学校の利用者カードを90%以上というのは、小学生、中学生。

○事務局 小学生です。新1年生。

○委員 小学生にこの電子書籍の使えるんだよということは、これから。

○事務局 そうですね。今は利用者カードをつくりませんかというような案内をしている段階なので。

○委員 そういう段階なんですね。じゃあ、学校の子どもたちに対して、電子書籍でも読めるよという周知っていうのは、これからしていくような。

○事務局 そうですね。電子書籍を読もうと思いますと、インターネットサービスの登録と

というのが合わせて必要になってきますので、それは当然、小学校高学年ぐらいなら自分でもできるかなと思うんですけども、1年生とかですと、やっぱりその辺が難しいというところもありますので、その周知の仕方っていうのは、ちょっと丁寧にといいですか、慎重に実施しないといけないかなと思っております。

○委員 電子書籍の、その登録をしなきゃいけないからということですよ。

まあ、そうやってやっていく中で、小学校の保護者さんも、どっと、「あ、やっぱり見てみたいわ」ということは広がっていくんでしょうけど、子どもが生まれたお母さんとかと話をしていると、先ほどもその絵本とかもね、何を選んでいいか分からない。自分がすごく子どものときに読んでもらった人たちは、もうやっぱり同じルートもあるんですけど、余りそうじゃなかったら、自分で見に行ってもよく分からないというのをよく聞きます。

先ほども言われたように、小学校だけじゃなくて、園ですよ。保育園とか幼稚園とかで、簡単な、「こういうのがありますよ」という、もう園に関しては、子どもには無理ですから、お母さん方への、何かその連携をとっていただいて、園でも、こういう市で頑張っているということをね、知っていただく。今のお母さん方、多分、スマホをパッと持ったら、もうそんな時間かけなくても、ピピッと、「ああ、こんなんやってんのや」って、もうすぐ分かりますと思うんです。で、今のところ、その読み放題パックというのは、まだないということやけど、実際に、その絵本とかも、すごく読みやすくなるのであれば、きっと何か市民の子育て中のお母さん方にも、すごくいいことなんじゃないのかなって、そういうふうに思いますね。

○委員 ぜひ、はい。YouTubeばかり見ないように。

○委員 そうですね。やっぱり本がね。

○委員 もう3歳ぐらいでも全部、自分でやってますからね。もう親のを「貸して」って言ってやりますよね。

○委員 はい、もうやりますし、うちの孫なんかも絶対、何とかYouTube以外へ引っ張ろうと思うんですけども、まあ、そういうコンテンツができて、それなりの魅力が分かってくればというふうに思いますね。

ぜひ、こども園とかでも通して、はい。やっぱり保護者自身が意識変わることが大事かなというふうに思いますね。

○委員 今、○○委員言われたように、本当に小さい子どもたちに、今、登園の様子を見ていただいたら分かるんですけども、うしろにスマホ持たせてじーっと見させている保護者の人って非常に多いんです。

ただ、私たちもいろいろな研修を受けておりますし、そういういわゆる学術的な発表とか、そういうことでいくと、YouTubeとか、2歳以下の子どもに見せると、いわゆる脳障害のような状況に置かれて、もうそればかりで、まあ黙ってますから、「はい」って渡しちゃうん

で、じーっと見てるだけで、ただやっぱりそのね、脳の発達であるとか、本当の絵本とか本をめくってるのとは、また違う部分が、障害として出てくるというようなことも、はっきりおっしゃっているような先生もいらっしゃいますので、今、本当に言われたYouTubeから、こういう絵本コンテンツに変えていくというのは、大きな課題ですけれども、あっていいと思いますね、はい。

○委員 いいですか。先ほどのお話の中に、利用率を伸ばすことが課題というようにお話があったと思うんですけども、一人の方が借りれて、借りておられたら、もう予約をするしかないですよ。で、電子データなんで、技術的には、これ3人とか、同時5人までとかが、十分可能だと思うんですけど、もうお一人しか借りれないと、これはもうルールがあるということですか。

○事業者 そうですね。出版社さんのほうの権利を守るということで、そういう運用となっております。

○委員 ウェイティングで待たれている方は、今、最大14日間、貸出しできるということで、一人の方が、今の話ですと2週間待たなければならない可能性があって、そこに5人って出ると、10週間、待つような感じになるのかなと思うんですけど、基本はそうなんですかね。まあ早く返していただければ、読めるということ。まあそういうことですね。

○委員 あと、あの読み上げの機能がありましたよね。学生なんか、あのオンデマンドの授業をしたら、再生1.5倍速とか2倍速で聞いたりするんですけど、あれは、倍速機能あるんですかね。

○事業者 はい。

○委員 あるんですか。

○事業者 読みたいスピードであったりとか、声の性別を変えることができます。

○委員 ああ、セレクトできるの。

○委員 読む人は変えないですけどもね、そんなもありますよ。

○委員 あれはAIの、あの音声というのは、ちょっと違和感がないレベルにはなってきていると思うんですけども、まあそういう感じで進歩しているの。

○事業者 そうですね。読み間違えであるとか、そういうものも学習して、改善していけるような感じで。

○委員 すみません。電子書籍ではないので、ここで言っているのか、あれなんやけど、ここやったら聞いていただきたい。

図書館の本を借りたければ、地域のコミュニティセンターでお願いして、そこで借りれますよね。そこに返却もできますよね。そういう形っていうのは、各学校ではない。

○事務局 各学校で学校に通われていない人が受取りできるかというと、それはできないです。

○委員 それはだめですよ。

○事務局 はい。できなくて、学校が授業で使う本、例えば100冊ぐらい要る、団体貸出しできるっていう場合は、今、図書館から本を持っていったりというのは、させていただいているという状況です。

○委員 子どもたちが、「これを読みたいな」というのでお願いするとか、そういうのはない。

○事務局 今のところ子どもたちが直接申請するというようなことはできないです。いろいろな状況で、難しいということですね。

○委員 いずれまたそういうのもできたら、いいなというのはあるんですかね。あるのだとしたら。

○事務局 そうなると、やっぱり学校とシステムをつないだりであるとか、いろいろと考える必要はあるかなというふうに思います。

○委員 はい、分かりました。

○事務局 もし、他に御質問あれば、我々で答えられる範囲はまた、答えさせていただきますので、この辺で〇〇様は、御退席させていただくということでよろしいでしょうか。

○議長 はい。

○事業者 ありがとうございます。

(事業者退席)

○議長 活発な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

非常にこう、ちょっと苦手な人間にしたら、非常に難しく感じて、自分もこれちょっと勉強せんとあかんああって言うのが、現実、そのように思われますので、少しでもやっぱり分

かっていくように、やっぱり努力が必要かなというように思います。

それでは、これもちまして、令和5年度第3回目の守口市社会教育委員会議を終わらせていただきます。委員の皆様におかれましては、御多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

次回の開催につきましては、年度が変わりましてから、事務局で調整の上、改めて御案内をさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。